

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p><u>(2) 新型コロナ税特法令 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）をいう。</u></p> <p><u>(3) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナ税特法第2条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p>	<p>(注) この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p>
<p><u>第6条の2（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例）関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>（家屋の床面積）</u></p>	
<p><u>6の2-1 新型コロナ税特法令第4条の2第2項第1号及び第13項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>（区分所有する部分の床面積）</u></p>	
<p><u>6の2-2 新型コロナ税特法令第4条の2第2項第2号及び第13項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項（定義）に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。</u></p> <p><u>（注） 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>（店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定）</u></p>	
<p><u>6の2-3 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が新型コロナ税特法令第4条の2第2項及び第13項第3号の床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) その家屋（新型コロナ税特法令第4条の2第2項第2号及び第13項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部が</u></p>	<p>(新 設)</p>

その者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。

(2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。